

議案第10号

愛西市寄附金条例の一部改正について

愛西市寄附金条例（平成20年愛西市条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、寄附者が指定する寄附金を財源として実施する事業を市長が定めることとするため必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市寄附金条例の一部を改正する条例

愛西市寄附金条例（平成20年愛西市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、愛西市の新たな施策の展開や充実のため」を削り、「行政運営に参加していただき、市民」を「寄附をした個人又は団体（以下「寄附者」という。）」に、「直接的」を「行政運営」に改める。

第2条を削る。

第3条中「前条に規定する事業」を「愛西市の新たな施策を展開し、又は施策の充実を図るための事業」に改め、同条を第2条とする。

第4条第1項中「第2条各号に規定する事業」を「前条に規定する事業として市長が定めるもの」に改め、同条第2項中「に規定する」を「の規定による」に、「前項の」を「当該」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

第9条中「第2条各号」を「第2条」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。